

香川県報



第92号

平成18年

11月21日(火曜日)

目次

規則

●香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(環境管理課) 一

告示

●平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正
(人事・行革課) (道路課) 二

公告

土地改良事業の適否決定（三件）
(土地改良課) 二
都市計画の図書の写しの縦覧（二件）
(都市計画課) 三

規則

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十一月二十一日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第九十三号

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則（平成十七年香川県規則第二百二十号）の一部を次のように改正する。

告示

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第十条第二項に規定する届出については、改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

香川県告示第六百七十一号
平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成十八年十一月二十二日から施行する。

平成十八年十一月二十一日

香川県知事 真鍋武紀

表行政書士試験の項の次に次のように加える。

職員採用選考試験 (知事が実施する試験に限る。)	第一次選考の総合順位	第一次選考の不合格者にあつては第一次選考合格者発表の日から一月間、第一次選考の合格者にあつては最終合格者発表の日から一月間	総務部人事・行革課
	第二次選考の総合順位	最終合格者発表の日から一月間	

香川県告示第六百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十一月二十一日から同年十二月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 善通寺詫間線（四十八号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市吉原町字井ノ下二二七九番一地从 から	二二・三	四六	平成十六年 香川県告示 第六百六十 九号で変更 した区域の 一部
善通寺市吉原町字井ノ下二二七二番三地从 まで	二二・五		

四 供用開始の期日 平成十八年十一月二十一日

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法
第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改
良事業を行うことについて平成十八年十一月九日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十一月二十八日から同年十二
月十八日まで縦覧に供する。

平成十八年十一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市一ノ谷池土 地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業） 八反坪地区	観音寺市経済部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 一ノ谷池地区	〃

〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 本大下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改良事業） 吉岡西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 畔田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 中田井小樋筋地区	〃
観音寺市柞田土地改 良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 中村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（さく井事業）フ グリ地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業） 中出地区	〃
観音寺市豊田土地改 良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 亀尾地区	〃
観音寺市逆瀬池土地 改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 立石地区	〃
三豊干拓土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業） 干拓八号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業） 干拓七号地区	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法
第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改
良事業を行うことについて平成十八年十一月八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十一月二十八日から同年十二
月十八日まで縦覧に供する。

平成十八年十一月二十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 屋敷内地区	三豊市豊中支所 事業課
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 寺家地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業） （下所地区）	"
"	単独県費補助土地改良事業（樋門新設事業） 唐頭地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 百合田地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 宮の下地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 小山地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 蕤打地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 竿地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 大池裏門地区	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八條第一項の規定により、天龍池地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）天龍池地区）を行うことについて平成十八年十一月九日適当と決定した。

その関係書類を土庄町農林水産課において平成十八年十一月二十八日から同年十二月十八日まで縦覧に供する。

平成十八年十一月二十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

多度津町から中讃都市計画臨港地区の圖書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十一月二十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

多度津町から中讃広域都市計画用途地域の圖書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十一月二十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

平成十八年十二月二十一日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています